

大田区コミュニティバス等検討会議運営要綱

平成 21 年 7 月 22 日

21 都 都 発 第 10910 号 区 長 決 定

平成 30 年 2 月 14 日 29 ま 計 発 第 11891 号 部 長 決 定

平成 30 年 6 月 12 日 30 ま 計 発 第 10483 号 部 長 決 定

令和 4 年 12 月 19 日 4 ま 計 発 第 10998 号 部 長 決 定

令和 6 年 1 月 19 日 5 ま 計 発 第 11159 号 部 長 決 定

令和 6 年 11 月 15 日 6 ま 計 発 第 10962 号 部 長 決 定

令和 7 年 3 月 31 日 6 ま 計 発 第 11588 号 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例(令和 7 年条例第 2 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、大田区コミュニティバス等検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域及び区間に関する事。
- (3) その他区長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱した委員 50 人以内をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
- (3) 社団法人東京バス協会
- (4) 社団法人東京乗用旅客自動車協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者及び有識者、その他の検討会議が必要と認める者
- (9) 区長又はその指名する者

(会長等)

第 4 条 検討会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続して会議に参加すること又は書面による会議により、出席したものとみなすことができる。

4 検討会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

5 前項の規定は、第3項による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取等）

第6条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、区職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第8条 前条の規定により協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 傍聴人の定員は、10名程度とする。ただし、会長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

4 会長は、傍聴人が前項に抵触した場合、注意を促し、これに従わないときは、その者を退場させることができる。

5 会長は、前項に基づき傍聴人に傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、その者は速やかに退場しなければならない。

（専門部会等）

第9条 検討会議は、その所掌事務を分掌させるため、委員会をはじめ、専門部会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 前項の委員会は、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議する場合及びその他会長が必要と認める場合に置くことができる。

3 部会等は、会長が指名する委員（以下「部員等」という。）をもって組織する。

4 部会等に部会長又は委員長及び副部会長又は副委員長を置き、部員等の中から会長が指名する。

- 5 第5条の規定は、部会等について準用する。この場合において、これらの規定中「検討会議」とあるのは「部会等」と、「会長」とあるのは「部会長又は委員長」と読み替えるものとする。
- 6 部会長又は委員長は、議事を掌理し、部会等における調査審議の経過及び結果について検討会議に報告しなければならない。ただし、検討を要する事項以外の報告等に関する議事の場合はこのかぎりではない。
- 7 部会長又は委員長に事故があるときは、あらかじめ部会長又は委員長が指名する部員等がその職務を代理する。
- 8 部会長又は委員長は、必要に応じて部員等以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会等の運営に関し必要な事項は、部会長又は委員長が会長の同意を得て定める。

(作業部会)

第10条 大田区コミュニティバス等に関して、地域住民への報告や意見交換等を行うため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の運営に関して必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第11条 検討会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第12条 検討会議及び部会等の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。